

ネイルサロンにおける衛生基準ガイドラインの位置付け

○ネイルサロン、ネイリストを法的に位置付けようとするものではない。ネイルサロンを利用される方が安心して利用できるように、ネイルサロンの衛生管理を行う上で、目安となるものを厚生労働省において示すもの。

○営業者等は、ガイドラインに基づいてサロンの衛生管理を自主的に行っていただくことを想定。

○都道府県等においては、

・必要に応じて条例、要綱等の制定を行う等の措置を採られるようにする。保健所等でネイルサロンの衛生管理に関する指導、監督に用いることを想定。

・ネイルサロンにおいて健康被害が発生し、保健所等に相談が寄せられた際には、地域保健法に基づき、ガイドラインを用いて、その施設へ指導を行うことを想定。

○類似の例

・遊泳用プール(※)の衛生水準の確保についても、法令上の規制はなく、都道府県等において条例、要綱等を定め、規制を行っている。その技術的指針(ガイドライン)として、「遊泳用プールの衛生基準」(平成 19 年 5 月 28 日厚生労働省健康局長通知)を示している。

※遊泳用プール: 純粋な競技用プール及び文部科学省が所管する学校プールを除く主として水泳に用いられるすべてのプール

・コインオペレーションクリーニング営業施設(いわゆるコインランドリー)の衛生措置についても、クリーニング業法の範囲外になるが、その衛生水準の維持向上のために、「コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生措置等指導要綱」(ガイドライン)(昭和 58 年 3 月 29 日厚生省環境衛生局長通知)を示している。